

令和6年度 第7回市政懇談会 事前要望等回答一覧（忍地区）

No.	意見・要望等	所管課	回 答
1	・自治会の存在意義 ・自治会に入らない家への対応 ・ゴミ出し、ゴミ庫の使用について	地域活動推進課 環境課	自治会は、地域コミュニティの活性化には必要不可欠であり、本市の発展にも重要な役割を果たしていただいております。 特に、防犯・防災活動や地域福祉事業など、行政だけでは解決が困難な課題に対しては、自治会にご協力をいただいております。少子高齢化が進む中、地域の支え合いを担う自治会の重要性はますます増していくものと考えております。 市では、自治会連合会と連携し、少子高齢化の進展も踏まえた、これからの時代に則した自治会活動として事業の適正化や取捨選択等の見直しを進め、地域の皆様が過度な負担なく、地域で支え合いをしていく自治会の構築を図っていくことが重要であると考えております。 自治会は任意団体であるため、住民の自由な意思で加入と退会ができるものであり、自治会への加入を強制することはできませんが、市の施策として、転入者に対して自治会加入を促すパンフレットを配布しているほか、新築のアパートや分譲住宅などの建設の際には、事業者に対して自治会への加入促進について啓発を行っているところです。 さらに、平成29年1月から「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 北埼玉支部」及び「公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 県北支部」と市及び自治会連合会で協定を締結し、当該協会の方が本市の不動産を紹介する際は、自治会への加入を勧めていただいております。 なお、自治会連合会総会時に「自治会運営における各種課題の解決に向けた意見集（行田市自治会連合会発行）」を配布させていただいておりますので、是非参考にいただければと存じます。 ごみ集積所の維持管理や日々の清掃は、各地区の衛生協力会や自治会が行っており、市では各地区で維持管理いただいている集積所に集められたものを収集しております。衛生協力会や自治会に加入していない方へは、衛生協力会や自治会にご相談いただくか、小針クリーンセンターや粗大ごみ処理場へ直接搬入することをお願いしております。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
2	下水管の更新（大きな口径）の順番はどうなっているか	下水道課	本市下水管は昭和26年度より布設を開始し、令和5年度末現在で布設延長約260kmで、約70年を経過しているものもあり、市民の安全・安心で快適な住環境を確保するため、下水管の更新は必要であると認識しております。 現在、下水管の更新に先立ちまして、平成30年度からマンホール・管渠の状況を把握する点検調査等を実施しております。その調査等の結果を踏まえ、本年度、今後の整備方法や整備箇所の優先順位などを定める管路の下水道ストックマネジメント計画を作成しているところです。 今後につきましては、下水管の更生には莫大な時間と費用を要することから、下水道ストックマネジメント計画に基づき、国の補助金を最大限活用しながら、計画的に実施してまいりたいと存じます。
3	【自治会活動への支援について】 春に提出する「定期届」の簡素化を進めてほしい。作成にかなりの時間がかかる。 また、書類の中に「1年間の会議予定書」（自治会長・自治会関連）をいただくと助かる。「月日未定」ではなく「月日時」を入れてほしい。サステナブルな自治会活動にするには、忙しい人でも役員ができるようにすべきである。	地域活動推進課	自治会長の皆様には、平素より自治会の運営にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。 「定期届」につきましては、各団体の事務手続効率化の観点から、補助金申請時にあわせて提出をいただいておりますが、各自治会における総会資料などを添付資料として活用いただくなど手続きの簡素化も実施しております。 今後におきましては、自治会における各種書類等の提出や事務処理について、書面だけでなく電子による手続ができないかなど検討を行いながら、事務効率化を図ってまいりたいと存じます。 「1年間の会議予定書」については、総会までに会議の日程が確定しているものについては、お示しすることは可能ですが、自治連の開催する会議は会議ごとに参加されている皆様の話し合いにより日程を調整し確定することから、年間の予定をお示しすることは難しいことをご理解賜りますようお願い申し上げます。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
4	【市有地の活用について】 矢場2丁目4番地にある市有地（市営住宅跡地）は、建物を取り壊し後、長期間そのままの状態にある。このため、常に草が生い茂り、特に夏になると1メートル以上の雑草に覆われ、大変見苦しい状況になる。今後、この土地の有効活用を市は検討しているのか伺いたい。	営繕課	当該市有地は市営矢場住宅の跡地であり、昭和27年に建設された当該住宅は施設の老朽化に伴い、平成24年に解体を完了したものです。 市では、この跡地に新たな市営住宅を建設する計画は無いため、土地の有効活用を図る観点から、平成26年に住宅跡地と隣接地との境界を確定するため調査測量を実施いたしました。しかしながら、境界について、地権者全員の合意が得られず、不調となった経緯がございます。 現時点では、次の活用方法は未定ですが、市といたしましても、住宅跡地は市の貴重な財産であることや雑草の繁茂等により近隣の皆様にご迷惑をおかけしている実情を踏まえ、跡地の有効活用に向け、境界の確定に向けた調整を進めてまいります。なお、次の活用が決まるまでの間は、随時除草等を行い、適切な跡地の管理に努めてまいります。
5	【県営住宅跡地について】 県の管轄であるが、なかなか買い手がつかず、雑草が伸びると年に数回除草作業をしている。市と連携して空き地の利用方法を考えられないか。	環境課	県営住宅跡地について、埼玉県住宅課に確認したところ、現在も県の所管となっており、年1回9月に除草を行っているとのことでした。 今後も埼玉県に適正な管理を依頼していきます。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
6	【要望に対する回答について】 昨年5月22日に、城西3-1-2付近が雨が降ると排水が悪いので排水を良くして欲しいと要望したが、回答がない。どうなっているか教えてほしい。	道路治水課	本件につきましては、昨年5月にご要望をいただいた際は、制度上、口頭による要望はお受けすることができませんでしたが、制度変更後の昨年12月に当該要望を受け付けており、本年度の事業評価委員会に諮る予定でございます。 市民の皆様から寄せられる道路側溝整備や舗装修繕、道路拡幅などの生活道路等整備に関する要望につきましては、昨年度末時点で約1,000件いただいております、実施するにあたっては、道路の危険性や環境性、事業を実施した場合の事業効果、事業効率などを評価する生活道路等整備事業評価制度に基づき、優先度の高い箇所から順次整備しているところでございます。 当該要望につきましても、事業採択に係る評価制度に基づき検討してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
7	【消滅可能性自治体について】 今後どのように脱却していくのか考えを教えてほしい。	企画政策課	先の4月下旬に、民間の有識者らでつくる「人口戦略会議」が、「消滅可能性自治体」について発表しました。これは、国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した地域別の将来人口推計において、子どもを産む中心的な年齢層である20歳から39歳の女性人口が、2050年にかけて半数以下に減少する744市町村を定義付けたもので、残念ながら本市（▼50.9%）もここに含まれております。 そのような中で、本市の最も重要な課題は、人口減少、とりわけ子どもや若い世代の人口減少による活力の低下であり、若年層の市外流出を抑制するとともに本市への転入を促進することと考えております。そのため、本市では「子育て支援・教育環境の充実」、「雇用の創出・開発の促進」、「交通インフラの整備」の3つの項目を重点政策として掲げており、国に先駆けて開始した3歳未満児保育料無償化事業をはじめ、義務教育学校再編に向けた取組みや企業誘致による雇用の創出、AIを活用した新たなデマンド交通の導入など、各種事業に取り組んでいるところでございます。 市の令和5年度の社会動態は、わずかではありますが、社会増となりました。また、今年度4月から6月にかけても単月で転入超過となっております。こうした傾向をより確実なものとするため、市民の皆様と危機感を共有し、みなさんと一緒に「新しい行田」へと歩みを進めることが、消滅可能性自治体からの脱却につながるものと考えております。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
8	【街路灯と防犯灯の維持管理について】 街路灯と防犯灯の維持管理を自治会で行っている。街路灯のLED化が進んでいない。防犯灯のLED化と同様、街路灯のLED化の補助金をもう少し考えてほしい。	商工観光課	本市では「行田市商工業振興補助規程」に基づき、市内商店会等が実施する街路灯のLED化にかかる経費の1/3（限度額1基あたり115,000円）を補助しております。また、県の「商店街等施設整備事業補助金」を併用した場合には、県の1/3の補助が加わり、2/3（限度額1基あたり115,000円）の補助が可能となっております。 一方、防犯灯に関しては「行田市防犯灯設置費及び電気料補助規程」に基づき9/10（限度額1灯あたり20,000円）の補助となっております。 街路灯の維持管理につきましては、地域によって趣向を凝らした多種多様な街路灯が設置されており、仕様等も大きく異なることから、商店会等にも一定の負担をお願いするのが適当であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
9	【義務教育学校設置に向けた再編計画について】 ①令和6年度は人口がわずかながら増加したと聞くと、このまま増え続けた場合、義務教育学校設置に向けた再編計画」の骨子案の趣旨と反するのではないか。 ②「計画の見直しの背景」の「1 学校現場における課題」では、マイナス面が強調されているが、現在の少人数での学校教育のプラス面がほとんど記載されていない。少人数での学校教育のプラス面はどう考えているか。 ③「2 広がりを見せつつある小中一貫教育」では、プラス面ばかりを強調されているが、マイナス面をどう捉えているか。 ④学校が果たす地域の中での役割はどう捉えているか。それが再編計画の最終点ではどう変わるか。 ⑤「骨子編の趣旨」では学校施設の著しい老朽化がクローズアップされているが、統廃合した場合、旧校舎・旧校地はどう扱うのか。現時点での考えをお聞きたい。	教育総務課 財産管理課	① 現時点で本市の児童生徒数が想定以上に速いスピードで減少していることを鑑み、このたび「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈骨子編〉(案)」を作成しました。教育委員会としては、この減少スピードが緩やかになったとしても、学校再編は必要であると推計しており、「義務教育学校設置に向けた再編計画」を着実に推進してまいりたいと考えております。 ② 少人数での学校教育においては、「一人一人にきめ細かな指導が可能になる」、「様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる」などといったメリットがあると考えております。 ③ 小中一貫教育では、「子供たちの人間関係の固定化」、「小学校高学年におけるリーダー性の育成」、「教員の多忙化」といった課題があると考えております。こうした課題については、一定の児童生徒数を確保することや教育活動を工夫するなど、先進事例も参考にしながらその解消に取り組んでまいります。 ④ 学校は、地域コミュニティにとって重要な施設であり、災害発生時には避難所としての機能も持ち合わせています。再編後の学校においても、こうした機能の維持に努めてまいります。 ⑤ 学校施設は建築年度や立地条件等が様々であることから、閉校後の取扱いについては、地域ごとの個別の実情に合わせて検討することが大切であると考えます。一方で、現在は、学校が閉校した場合、行政、地域住民及び民間事業者に対し、活用の意向や需要があるかどうかを調査した後に、活用の方針を定めた計画を策定し、その計画に基づき廃校を活用することとしております。 例えば旧北河原小学校については、地域の活性化に資することや避難所機能を維持することなどを条件として民間事業者により活用していくという方針を定めて計画を策定し、公募により活用事業者を決定しました。現在、民間事業者により映画やドラマ、ミュージックビデオを撮影する学校スタジオとして活用しており、旧北河原小学校を使った映像作品から、いわゆる聖地巡礼などで観光などの面から本市が大きく盛り上がることを期待しております。 今後につきましても、地域の実情に合わせた活用を検討してまいりたいと考えております。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
10	【観光資源について】 埼玉古墳や忍城址、利根大関等観光資源や歴史資源は周辺の市町がうらやむほど行田市にはあるが、これらが十分に活用されているとは考えにくい。今後どのような活用を図って魅力あるまちづくりを進めようと考えているのか。	商工観光課	本市には、全国に誇れる観光資源が豊富にあり、多くの観光客が行田の魅力を体感しているものと認識しております。 その一方で、観光資源が市内に点在しているため観光資源をうまく活かしきれていない、あるいは、経済効果が少ないなどのご意見もいただいるのも事実でございます。 このことから、一般社団法人行田おもてなし観光局や民間の旅行会社と連携を図り、市内の観光名所を巡る観光ツアーを造成していくほか、本年6月に一般社団法人行田おもてなし観光局が開始した行田観光貸切タクシーや観光レンタサイクルをご利用いただくことで、本市の観光名所を巡ることができるものと考えております。 また、現在、一般社団法人行田おもてなし観光局と連携を図り、観光庁や埼玉県補助を活用しながら、忍城や足袋とくらしの博物館などの日本遺産を巡る体験型観光ツアーの造成を進めており、観光資源の有効活用及び観光消費額の拡大に努めているところです。このような観光ツアーに観光物産館ぶらっと♪ぎょうだやヴェールカフェ及び市内の飲食店等を組み入れいることで、観光消費額の拡大につなげてまいりたいと存じます。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
11	【空き家等について】 市内には空き家が多い。また、耕作されていない田や畑も多い。これらの解消をどう図ろうとしているのか。	建築開発課 農政課	空き家対策につきましては、令和4年3月に策定した「第2次行田市空家等対策計画」の基本方針に基づき、空き家の発生予防から解消までの総合的な空き家対策に取り組んでおります。具体的な施策といたしましては、「予防対策」、「有効活用」及び「管理不全な空き家の解消」としてしております。 1つ目の「予防対策」といたしましては、定期的な空き家の実態調査や広報及び「相続押しかけ講座」などの所有者への意識啓発を促す事業を通じ、空き家が問題化することを未然に防ぐ対策を実施しております。 2つ目「有効活用」といたしましては、空き家バンクの活用や空き家を地域の活性化に利活用する際の補助金制度、公民連携による民間企業の技術とノウハウを活用した空き家再生のための提案事業などを通じ、空き家の有効活用や不動産市場への流通促進による空き家の解消を図っております。 3つ目「管理不全な空き家の解消」につきましては、行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例に基づく是正指導や老朽化した空き家を解体する際の補助金交付制度、公民連携による空き家解体に係る概算費用の算出サービスを提供する取り組みなどを通じ、管理不全な空き家の解消を図っております。 今後も引き続き、市内にある空き家について、所有者に対する助言や指導により管理不全な空き家の解消を推進するとともに、予防対策や空き家の有効活用など、総合的な空き家対策に取り組んでまいります。 また、市では今年度、「地域農業の将来のあり方」について、地域の皆さんで話し合い作り上げていく「地域計画」の策定を予定しております。地域の実情を踏まえ、農地の集積及び集約化、担い手の確保にもつながる計画となることから、担い手の方や農地所有者等の意向を確認し、市の農業の将来像を見据えながら策定に取り組んでまいります。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
12	【補助金・負担金等について】 市民が税負担の重さを感じている中、納めた税金の使われ方が市民には知らされていないことが多々ある。市から支出されている補助金や負担金が、どこに、いくらあるのか、市民にわかりやすい形で明らかにしてほしい。支出の削減や見直しを行い、子育て支援や教育の充実に資金を充てていただきたい。 (1) 補助金・負担金等について ・年間50万円以上の補助金等の名称及び支出の経緯、補助開始の日時、これまでの支出金額の合計、担当部署 ・補助金等支出にあたり協定書などの合意文書に市長名で署名捺印している個人、組織、団体 ・補助金等支出が適正であるか否かの判断の根拠や基準 ・費用対効果の検証の有無 ・決算書類を徴取しているか ・決算書を作成していない団体の補助金支出が適正化どうかの検証方法 (2) 元荒川上流土地改良区に対する負担金の支出について	財政課 農政課 道路治水課	(1) ご指摘いただきました補助金・負担金等の交付先等の情報につきましては、現状、公表しておりませんが、市では「行財政集中改革プラン2022」を策定し、令和4年度から令和6年度までの3年間で効率的な財政運営をはじめとする行財政改革を進めております。その中で「補助金の見直し」についても現在取り組んでいるところであり、結果については、今後公表を予定しております。今後につきましても、補助金の見直しや財源の確保といった行財政改革を進め、多様化する市民ニーズにお応えできるよう努めてまいります。 なお、補助金・負担金等の執行につきましては、実績報告時に決算書を併せて提出してもらうなど、補助金等交付規則や各補助金の要綱などに基づき、補助金が目的達成のために適正に執行されているか確認しております。 (2) ・元荒川上流土地改良区土地改良事業（建設事業費）負担金 当土地改良区が管理する農業用排水路等へ農地以外からの都市排水が流入していることから、土地改良法第56条2項の規程に基づき、当該土地改良区と管理に要する費用分担等の協議を行い、毎年度「かんがい排水事業の費用負担に関する協定書」を締結し、当該土地改良区が管理する土地改良施設に伴う建設工事費について、一部負担しております。 ・排水路改良事業負担金（下長野用水路改修事業） 下長野用水路沿いの道路は、県道熊谷羽生線と南大通り線を結ぶ道路として活用されており、通行量が多いにも関わらず歩行スペースの確保が困難であることから、地元自治会・PTA等から道路改良の要望を受けておりました。車両と歩行者の通行を分離し、安全確保を図るための水路の蓋掛けは、水路上部を歩道化する本市の事業であるため、水路管理者である元荒川上流土地改良区と協議を行い、費用負担を1/2として令和3年度から実施しております。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
13	【せせらぎ水路のつつじについて】 産業文化会館前の「せせらぎ水路」に植樹されたつつじが半数以上枯れて放置されている。植え込みも同様の状況である。整備管理部署は現場、現物、現象を把握しているのか。対策対応の計画はあるか。	都市計画課	産業文化会館前の「せせらぎ水路」については、平成30年度に工事を施工し、景観的観点や水路への転落防止対策として水路沿いにヒラドツツジを植栽したところです。その後、令和2年度に高温障害により現在と同様に枯れたことから補植を実施した経緯がございますが、以降も土地に根付かず現在に至っております。専門家の意見を聴取したところ、高温障害により、日焼けし根枯れが発生しているとのことでした。今後も専門家の意見を参考にする等しながら適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。